

## 様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者 者の住所及び氏名	島根県仁多郡奥出雲町横田1536番地 株式会社アバロン 代表取締役 山根 宗吉 島根県松江市浜乃木1丁目20番地58 ワタナベ企画有限会社 代表取締役 渡部 哲郎	地位の承継	承継人の住所及 び 氏 名
開発許可の年月日 及 び 番 号	平成18年 6月16日 受米都第 116 号	承継(受理)年月日	承継の原因
		米子市 東福原八丁目 1187番 1	
開発区域に含 まれる地 域の 名 称	備 考 1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等		
開 可 内 容	開 發 區 域 の 面 積	2,082.01 m <sup>2</sup>	工区別面積
予定建築物等	宅地分譲 (自己用以外)		
法第41条第1項の規定による制限の内容	2 許可条件 (1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること (2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること (3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること (4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません		
変 更 許 可 完 了 檢 查	年 月 日	変 更 の 内 容	
	平成18年 7月25日		
工 区 名	檢 查 年 月 日	檢 查 濟 証	完了公告の年月日及び番号
	平成18年 8月 7日	平成18年 8月 9日 受米都第 225号	平成18年 8月31日 第 151号